

議案第15号

新座市介護保険条例の一部を改正する条例

新座市介護保険条例（平成12年新座市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（保険料率）</p> <p>第3条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>令第39条第1項第1号</u>に掲げる者 <u>33,518円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号</u>に掲げる者 <u>50,462円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号</u>に掲げる者 <u>50,830円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>66,301円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>73,668円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>84,718円</u></p> <p>ア [略]</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>92,085円</u></p>	<p>（保険料率）</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>令第39条第1項第1号</u>に掲げる者 <u>32,076円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号</u>に掲げる者 <u>38,491円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号</u>に掲げる者 <u>44,906円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>57,736円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>64,152円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>73,774円</u></p> <p>ア [略]</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ<u>又は第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>80,190円</u></p>

ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者
101,661円

ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者
114,185円

ア 合計所得金額が320万円以上420万円未滿である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者
125,972円

ア 合計所得金額が420万円以上520万円未滿である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者
130,392円

ア 合計所得金額が520万円以上620万円未滿である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない

ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者
86,605円

ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者
96,228円

ア 合計所得金額が320万円以上400万円未滿である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者
105,850円

ア 合計所得金額が400万円以上500万円未滿である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者
109,058円

ア 合計所得金額が500万円以上700万円未滿である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない

状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者
132,602円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者
173,119円

ア 合計所得金額が720万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ [略]

(14) 次のいずれかに該当する者
189,326円

ア・イ [略]

(15) 前各号のいずれにも該当しない者
198,903円

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第5条 [略]

2 [略]

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第3条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号までのいずれか又は第3条第6号から第14号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 [略]

附 則

（令和3年度から令和5年度までの保険料率

状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者
141,134円

ア 合計所得金額が700万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ [略]

(13) 次のいずれかに該当する者
153,964円

ア・イ [略]

(14) 前各号のいずれにも該当しない者
160,380円

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第5条 [略]

2 [略]

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第3条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号までのいずれか又は第3条第6号から第11号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 [略]

附 則

（令和3年度から令和5年度までの保険料率

の算定に関する基準の特例)

第8条 [略]

(令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率の特例)

第9条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者

20,995円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者

35,728円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者

50,462円

(平成12年度における納期の特例)

第10条 [略]

(平成13年度における普通徴収に係る納期に納付すべき額の特例)

第11条 [略]

(平成12年度における賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の特例)

第12条 [略]

(平成13年度における賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の特例)

第13条 [略]

(延滞金の割合の特例)

第14条 [略]

(新座市老人の医療費の支給に関する条例の一部改正)

第15条 [略]

(新予防給付の施行期日)

第16条 [略]

の算定に関する基準の特例)

第8条 [略]

(平成12年度における納期の特例)

第9条 [略]

(平成13年度における普通徴収に係る納期に納付すべき額の特例)

第10条 [略]

(平成12年度における賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の特例)

第11条 [略]

(平成13年度における賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の特例)

第12条 [略]

(延滞金の割合の特例)

第13条 [略]

(新座市老人の医療費の支給に関する条例の一部改正)

第14条 [略]

(新予防給付の施行期日)

第15条 [略]

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月28日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

介護保険料の保険料率を改定したいので、この案を提出するものである。